第150期 中間決算公告

2020年12月23日

熊本市中央区練兵町1番地 株式会社 肥後銀行 取締役頭取 笠原慶久

中間貸借対照表(2020年9月30日現在)

(単位:百万円)

							(単位:百万円)
	科		<u> </u>		金額	科目	金額
		産の音				(負債の部)	
現	金	預	け	金	1, 028, 381	五 金 二 金 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	4, 799, 929
買		金 銭	債	権	646	譲 渡 性 預 金	158, 888
特		取 引	資	産	43	コールマネー	42, 320
金	銭	D	信	託	4, 778	売 現 先 勘 定	160, 548
有	価	勣	E	券	1, 324, 889	債券貸借取引受入担保金	431, 272
貸		出		金	3, 823, 947	特 定 取 引 負 債	3
外	玉	ネ		替	8, 676	借用金	426, 689
そ	Ø	他	資	産	189, 258	外 国 為 替	74
有		固 定	資	産	48, 753	信 託 勘 定 借	1,892
無	形	固 定	資	産	6, 967	その他負債	71, 780
前		王 金	費	用	3, 706	未 払 法 人 税 等	2, 390
支		承 諾	見	返	9, 865	リ ー ス 債 務	858
貸	倒	引	当	金	\triangle 22, 553	資 産 除 去 債 務	186
						その他の負債	68, 345
						睡眠預金払戻損失引当金	985
						偶 発 損 失 引 当 金	158
						繰 延 税 金 負 債	712
						再評価に係る繰延税金負債	4, 382
						支 払 承 諾	9, 865
						負 債 の 部 合 計	6, 109, 504
						(純資産の部)	
						資 本 金	18, 128
						資 本 剰 余 金	8, 133
						資 本 準 備 金	8, 133
						利 益 剰 余 金	262, 911
						利 益 準 備 金	18, 128
						その他利益剰余金	244, 782
						不動産圧縮積立金	363
						別 途 積 立 金	230, 387
						繰越利益剰余金	14, 031
						株 主 資 本 合 計	289, 173
						その他有価証券評価差額金	61, 315
						繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 38, 383
						土 地 再 評 価 差 額 金	5, 750
						評 価 · 換 算 差 額 等 合 計	28, 682
						純 資 産 の 部 合 計	317, 856
	資 産	の部	合 計		6, 427, 360	負債及び純資産の部合計	6, 427, 360

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

科目		金	額
経常収	益		38, 383
資 金 運 用 収	益	26, 028	
(うち貸出金利	息)	(17, 257)	
(うち有価証券利息配	当金)	(8,650)	
信託報	酬	9	
役 務 取 引 等 収	益	5, 086	
特 定 取 引 収	益	23	
その他業務収	益	4, 128	
その他経常収	益	3, 108	
経常費	用		29, 548
資 金 調 達 費	用	3, 465	
(うち預金利)	息)	(153)	
役務取引等費	用	2, 225	
その他業務費	用	1, 791	
営 業 経	費	18, 425	
その他経常費	用	3, 640	
 経 常 利	益		8,835
│ │ 特 別 利	益		9
 特 別 損	失		2
 税 引 前 中 間 純 利	益		8, 843
法人税、住民税及び事業		2, 516	,
法人税等調整	額	△ 72	
法人税等合	計		2, 443
中間純利	益		6, 399
. 113			

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を 得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特 定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及 び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・ 先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等について は前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済から の損益相当額の増減額を加えております。

- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 20年~50年

その他 5年~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産 監査部署が査定結果を監査しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う経済活動への影響は、前期末から1年程度続くものと想定し、当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。このような状況下、当行は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映し、貸倒引当金を計上しております。

ただし、当該仮定は不確実であり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済活動への影響が変化した場合においては、損失額が増減する可能性があります。

当中間期において、当該仮定に重要な変更はありません。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10 年) による定額法により損益処 理

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の支払 実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、 将来発生する損失額を見積もり計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。) に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、貸出・債券等の金利変動リスクを減殺する目的で行うヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資金総額 9,763 百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,807百万円、延滞債権額は40,305百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は203百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で 破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,275百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以 上延滞債権に該当しないものであります。

- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,591百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,626 百万円であります。
- 7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,058百万円であります。
- 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,097,103 百万円

担保資産に対応する債務

預金26, 205 百万円コールマネー42, 320 百万円売現先勘定160, 548 百万円債券貸借取引受入担保金431, 272 百万円借用金426, 689 百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産 100,154 百万円を差し入れております。 また、その他資産には、保証金 345 百万円、金融商品等差入担保金 57,766 百万円及び中央清算機関差入証拠金 21,110 百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、822,696百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが782,086百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 39,529 百万円

- 12. 単体自己資本比率 10.55%
- 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は19,562百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1.「その他経常収益」には、株式等売却益2,758百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(2020年9月30日現在)

		中間貸借対照表	時価	差額
	種類	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
	国債	_		_
時価が	地方債	_	_	_
中間貸借対照表 計上額を	社債	17, 562	17, 694	131
超えるもの	その他	_		_
	小計	17, 562	17, 694	131
	国債	_		_
時価が	地方債	_		_
中間貸借対照表 計上額を	社債	2, 262	2, 231	△31
超えないもの	その他	_		_
	小計	2, 262	2, 231	△31
合計		19, 825	19, 925	100

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2020年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式			_
関連法人等株式	_	_	_
合計	_	_	_

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	5, 775
関連法人等株式	_
合計	5, 775

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	43, 432	23, 420	20, 012
	債券	576, 856	562, 529	14, 327
	国債	221, 206	214, 164	7, 042
中間貸借対照表	地方債	159, 358	154, 160	5, 198
計上額が 取得原価を	短期社債	_	_	
超えるもの	社債	196, 291	194, 205	2, 086
	その他	396, 773	332, 382	64, 391
	うち外国証券	369, 054	306, 361	62, 693
	小計	1, 017, 063	918, 332	98, 730
	株式	10, 791	13, 503	△2, 712
	債券	212, 547	218, 158	△5, 611
	国債	115, 355	120, 294	△4, 938
中間貸借対照表	地方債	54, 514	54, 933	△418
計上額が 取得原価を	短期社債	_	_	_
超えないもの	社債	42, 676	42, 930	△253
	その他	45, 427	48, 403	△2, 976
	うち外国証券	14, 852	15, 076	△223
	小計	268, 765	280, 065	△11, 299
合計		1, 285, 828	1, 198, 397	87, 430

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2, 158
組合出資金等	11, 301
合計	13, 460

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、当中間期末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、30%以上50%未満の銘柄について過去一定期間の時価の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	6, 249	百万円
退職給付引当金	2, 084	
減価償却	728	
有価証券償却	908	
固定資産減損損失	597	
繰延ヘッジ損益	16, 765	
その他	943	
繰延税金資産小計	28, 276	
評価性引当額	<u>△1,610</u>	
繰延税金資産合計	26, 665	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△26, 115	
不動産圧縮積立金	△158	
前払年金費用	△1, 082	
その他	△21	
繰延税金負債合計	△27, 378	
繰延税金負債の純額	△712	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額1,379円10銭1株当たりの中間純利益金額27円76銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。